

野田市告示第75号

野田市公契約条例に規定する賃金等の最低額の告示

野田市公契約条例（平成21年野田市条例第25号）第6条第1項第1号の規定による賃金等の最低額は、別表のとおりとする。

令和4年3月31日

野田市長 鈴木 有

別表 野田市公契約条例の規定による賃金等の最低額（告示日以降に締結する契約から適用）

1 公共工事設計労務単価に定められる職種

単位：円

職 種	最低額	職 種	最低額
1 特殊作業員	2,667	27 普通船員	2,572
2 普通作業員	2,242	28 潜水士	4,367
3 軽作業員	1,584	29 潜水連絡員	3,220
4 造園工	2,338	30 潜水送気員	3,156
5 法面工	2,827	31 山林砂防工	2,859
6 とび工	2,997	32 軌道工	5,409
7 石工	2,922	33 型わく工	2,720
8 ブロック工	2,689	34 大工	2,720
9 電工	2,604	35 左官	2,954
10 鉄筋工	3,050	36 配管工	2,508
11 鉄骨工	2,657	37 はつり工	2,720
12 塗装工	3,071	38 防水工	3,124
13 溶接工	3,124	39 板金工	3,092
14 特殊運転手	2,667	40 タイル工	2,572
15 一般運転手	2,380	41 サッシ工	2,827
16 潜かん工	3,305	42 屋根ふき工	2,710
17 潜かん世話役	3,921	43 内装工	2,954
18 さく岩工	3,326	44 ガラス工	2,805
19 トンネル特殊工	3,284	45 建具工	2,742
20 トンネル作業員	2,689	46 ダクト工	2,487
21 トンネル世話役	3,613	47 保温工	2,455
22 橋りょう特殊工	3,252	48 建築ブロック工	2,657
23 橋りょう塗装工	3,315	49 設備機械工	2,476
24 橋りょう世話役	3,751	50 交通誘導員A	1,679
25 土木一般世話役	2,742	51 交通誘導員B	1,467
26 高級船員	3,241		

2 その他の職種

単位：円

職 種	最低額	職 種	最低額
52 電気通信技術者	3,517	57 船団長	3,241
53 電気通信技術員	2,370	58 潜水世話役	4,367
54 製作工（橋梁）	2,954	59 機械設備製作工	2,710
55 機械工	3,124	60 機械設備据付工	2,720
56 助手	2,242		

上記の最低額は、野田市公契約条例の規定による賃金等の最低額で1時間当たりの単価とする。